

(平成22年7月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格の取得日に係る記録を昭和44年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月21日から同年8月21日まで

私は、昭和44年7月21日にB事業所からA事業所へ異動した。申立期間について継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が途切れていることに納得できない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する厚生年金基金加入員資格取得確認通知書、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA事業所の回答から判断すると、申立人が、B事業所及びA事業所に継続して勤務し(昭和44年7月21日にB事業所からA事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和44年7月の厚生年金基金の加入記録及びA事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の同年8月の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金基金の加入記録において、当初昭和44年8月21日とされていた加入員資格の取得日が、同年9月9日付けで、同年7月21日に訂正された形跡が認められるところ、事業主は、「A事業所における厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を誤り、後日厚生年金基金にのみ訂正

届を提出し、社会保険事務所（当時）には当該届出を提出していなかったものと考えられる。」と回答していることから、事業主が44年8月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から61年2月まで

申立期間については、A事業所B営業所で正社員として勤務し、C機器の整備点検業務に従事していた。

当時の従業員の名前も記憶しており、勤務していたことは間違いないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所B営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、適用事業所名簿において、申立期間当時、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できるとともに、当時の同僚等の供述及び厚生年金保険の被保険者記録から、申立事業所で勤務していたとする従業員は、昭和60年11月1日に厚生年金保険が同社本社にて一括適用される以前の期間についてはA事業所D支社、同日以降の期間についてはA事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、A事業所D支社及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚等は、申立事業所に係る厚生年金保険の加入の取扱いについて、「勤務期間が短い者は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」、「申立事業所では試用期間があり、試用期間中の者は厚生年金保険に加入させていない時期があった。」と供述していることから判断すると、申立期間当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、A事業所は、「当社では、給与計算等に連動している社員情報をデータ管理しているが、当該データで申立人の氏名を検索しても該当は無い。」としており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の

加入状況は確認できない。

さらに、A事業所D支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和60年3月26日から同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年11月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の同年4月16日から61年3月11日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録を確認しても申立人の氏名等は確認できず、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、当時の同僚から事情を聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除が確認できる具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年9月

私は、A事業所に、昭和44年4月から45年12月までの期間において勤務し、いったん退職した後、同社からの要請により46年1月に再度入社した。賃金は45年12月の退職前と同額であったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が、退職前の標準報酬月額より大幅に低い額であることに納得できない。

調査の上、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる複数の者は、当時の給与明細書等を保管しておらず、給与から控除された厚生年金保険の保険料額が社会保険庁（当時）の記録にある標準報酬月額に見合った保険料額であったか否かは不明としている上、申立人も申立期間当時の厚生年金保険料の控除額を記憶していない。

また、申立期間当時、人事及び経理事務に従事していたとする者は、「当時、A事業所人事部で適正に社会保険料の控除が行われていたと思う。」と供述しているほか、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額がさかのぼって訂正されたなど不自然な形跡は認められない。

さらに、申立事業所は、既に廃業している上、当時の事業主は、「会社は廃業し、当時の資料等は廃棄済みであることから詳細は分からない。」としていることから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

加えて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月から36年3月まで

私は、昭和35年ころ、A氏が所有するB丸に甲板員として乗り込み勤務した。当時の資料は何も残っていないが、勤務していたのは事実なので調査の上、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、船舶所有者Aの氏名及び同氏が所有するB丸における業務の内容等を具体的に記憶していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB丸に乗り込んでいたことは推認できる。

しかしながら、申立人は船員手帳を所持しておらず、B丸の船舶所有者の所在も確認できないことから、申立人の申立期間における勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除を確認できる関連資料等は得られない。

また、申立人が、一緒に乗船していたと記憶する船舶所有者A、船舶所有者の子及び機関長のC氏について、B丸に係る船員保険被保険者名簿において、船員保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿に登載された被保険者は一人だけであるとともに、申立期間前の昭和34年4月1日に船員保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該被保険者の所在が確認できないことから、B丸における船員保険の加入状況等について供述を得ることができない。

加えて、申立人が、申立期間に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。